

## 1 はじめに

今日の学校現場では、「いじめ問題」が生徒指導上、緊急の課題となっている。また、急速な情報技術の発展と、スマートフォン等の普及により、インターネット上でも新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化し、児童にとって身近な問題となってきている。

そこで、本校では「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について、基本的な認識や考え方を、学校だけではなく保護者や地域全体で共通理解するために、「いじめ防止基本方針」を制定している。

## 2 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立って、この定義に関わらずその訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場から事実関係を確かめ、対応に当たる。

## 3 校内体制

### ○ 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で取り組む必要がある。本校では、組織的に取り組むために「いじめ対策委員会（兼生徒指導委員会）」を設け、全教職員でいじめ対策を行う。

### いじめ対策委員会

校長 教頭 教務 当該学年担任 生徒指導主事 養護教諭

特別支援コーディネーター 子ども相談主事 スクールカウンセラー

※ 必要に応じて「関係機関（教育委員会 警察 子ども総合相談所など）」とも連携

○ 「誰がどう動くのか」の決定・確認 ⇒ 迅速な対応  
☆情報の収集 ☆情報の一本化 ☆窓口の一本化

### いじめられた児童・保護者

『あなたは全然悪くない』

- 身柄の安全確保
- 安心して告白できる雰囲気
- 絶対に守るという体制
- 学習環境の保護

### いじめた児童・保護者

○事実確認

『いじめは絶対に許されない』

（出席停止も視野に入れる。）

## 4 いじめに対する取組

### ① いじめを未然に防止するために

児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気作りに取り組む。また、教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育て、自己肯定感を育むことができるよう努める。

道徳や学級指導の時間には、思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さの指導を行う。学級のルールを決めて守ったり、学習の規律を守ったりする意識を高めていけるようにする。

「いじめは絶対に許されないことである」という意識を児童がもつように教育活動全体を通して指導する。また、見て見ぬふりをする事や知らん顔をする事は、「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生に知らせたりやめさせたりすることが大切だということを指導する。

### ② いじめを早期発見・早期対応するために

いじめは早期発見することが早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童が信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、全教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない力を高めることが大切である。また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携していくことが大切である。

## ○ いじめの形態を知る

<分類>

【抵触する可能性のある刑罰法規】

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる : 脅迫、名誉毀損、侮辱

イ 仲間はずれ、集団による無視

※ 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする : 暴行

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする : 暴行、傷害

オ 金品をたかられる : 恐喝

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする : 窃盗 器物破損

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする : 強要、強制わいせつ

ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる : 名誉毀損、侮辱

## ○ 早期発見のための手立て

### 1 日々の観察

児童と積極的に話をし、学習中だけではなく、休み時間の雑談などからも児童の様子に目を配るようにする。また、朝の校門での「あいさつ」の様子から、児童の小さな変化にも気づくようにする。

### 2 教育相談

教育相談を実施し、担任との信頼関係を築き、児童の悩みに気づいたり、相談にのったりできるようにする。

### 3 アンケートの実施

教育相談週間にあたりアンケートを実施し、いじめ等を発見する手立てとする。

#### 4 特別活動の時間

学級活動の時間に質問紙（ＱＵ等）を活用し実態をつかむとともに「友だちのことを考えよう」「友だちのよいところを見つけよう」の題材を全学年で取り組み、授業を通して児童の人間関係を把握する。

#### ○ 早期対応の手立て 〈 対応の流れ 〉

